

第2期
高知県再犯防止推進計画
(案)

令和6年3月

高知県

目 次

はじめに	P 1
I 再犯防止推進計画策定の目的	
第1 再犯防止推進計画の位置づけ	P 2
第2 基本方針	P 2
第3 計画期間	P 3
II 再犯防止を取り巻く状況	
第1 本県の再犯者等の状況	P 3
第2 国の再犯防止の取組	P 4
III 再犯の防止等に関する施策の推進	
第1 推進体制	P 4
第2 施策の動向を把握するための参考指標	P 4
IV 今後取り組んでいく施策	
第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組	
1 就労の確保等	P 6
2 住居の確保等	P 9
第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	
1 高齢者又は障害者等への支援	P10
2 薬物依存者等への支援	P13
第3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
1 非行の防止	P15
2 学校等と連携した修学支援の実施等	P17
第4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導のための取組	
1 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導	P18
第5 民間協力者の活動の促進等の取組	
1 民間協力者の活動の促進	P21
2 広報・啓発活動の推進	P23
第6 地域による包摂を推進するための取組	
1 国・市町村・民間団体等との連携強化	P24

はじめに

本県では、平成 29 年 12 月に閣議決定された国の「再犯防止推進計画」を勘案し、平成 31 年 3 月に「高知県再犯防止推進計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。

この計画では、本県の実情に応じた施策を推進し、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取組を進めるため、「高知県再犯防止推進協議会」（平成 30 年度設置）等を通じて、高知保護観察所、高知地方検察庁、高知刑務所、高知弁護士会などの司法関係団体、民間支援団体及び更生保護ボランティア等の民間協力者等が一体となって再犯防止に関する施策を推進してきました。

全国の刑法犯の認知件数は、平成 15 年以降減少傾向にあり、令和 3 年には約 57 万件と、ピーク時の約 5 分の 1 程度に減少しています。

また、検挙された人のうち、再犯者については、令和 3 年の全国の再犯者率が前年比 0.5 ポイント低下して 48.6%であるものの、依然として高い状況にあります。

国の第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定。以下「第二次国計画」という。）においては、第一次再犯防止推進計画の検証のなかで、「支援対象者のそれぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること」、「支援を必要とする者のアクセシビリティを高めていく必要があること」、「国、地方公共団体、民間協力者等との連携を一層強化していく必要があること」などの課題が確認されています。これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を一層充実することが必要です。これまでの取組を進化させ、さらに発展させることを基本とし、犯罪や非行をした人等が地域で孤立することなく、円滑に社会の一員として生活ができることを目指すとともに、県民が犯罪による被害に遭うことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、「第 2 期高知県再犯防止推進計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定しました。

今後も引き続き、第 2 期計画に定める県の役割を踏まえて、国や司法関係団体、民間協力者等と密接な連携を図り、県の実情に応じた施策を推進することで、誰一人取り残されることのない「高知型地域共生社会」の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にあたり多大なるご協力をいただきました「高知県再犯防止推進協議会」の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの皆さまに対し、心から感謝を申し上げます。

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止推進計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）第8条第1項に定める計画として策定します。

本計画の対象者は、犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった人（以下「犯罪をした人等」という。）のうち支援が必要な人となります。

第2 基本方針

第二次国計画に設定されている5つの基本方針（※）を勘案し、本県の実情に応じて、犯罪をした人等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点施策に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- 3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等の取組
- 6 地域による包摂を推進するための取組

（※）第二次国計画に設定されている5つの基本方針

- ①犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした人等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。

⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした人等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

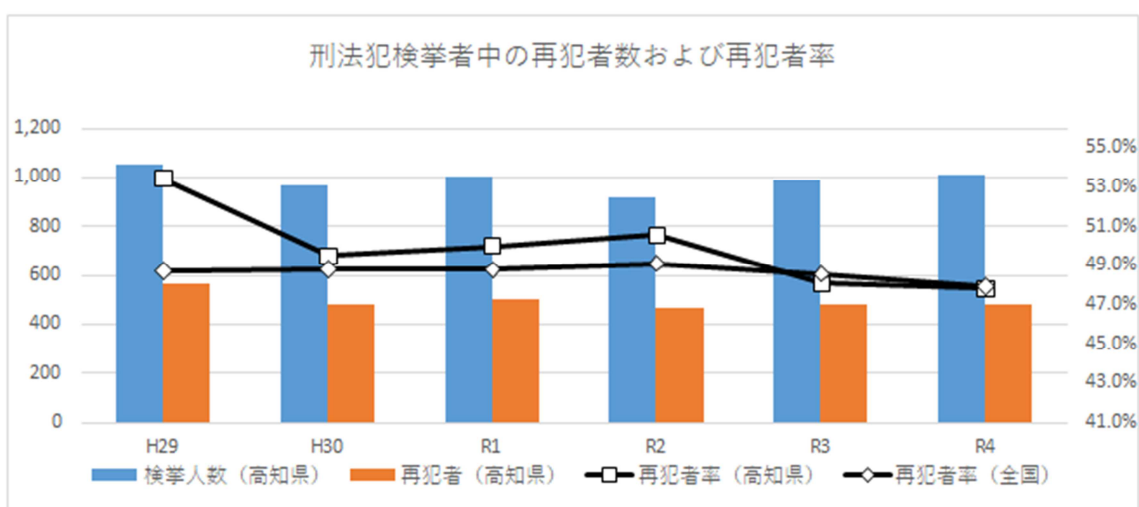
II 再犯防止を取り巻く状況

第1 本県の再犯者等の状況

第1期計画の取組を踏まえた本県の再犯防止の状況（触法少年含む）をみると、令和4年中に県内で認知した検挙者数は1,004人、うち再犯者数は480人となっています。

第1期計画の基準値である平成29年と比較すると、再犯者数は561人から480人、再犯者率は53.4%から47.8%といずれも減少しています。（出典：高知県警察本部）

こうした数字からも、第1期計画において位置づけた取組を進めてきた施策の効果が、少しずつではありますが現れていると考えられます。



	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人数（高知県）	1,050	966	1,000	914	986	1,004
再犯者（高知県）	561	478	500	462	474	480
再犯者率（高知県）	53.4%	49.5%	50.0%	50.5%	48.1%	47.8%
再犯者率（全国）	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

第2 国の再犯防止の取組

平成28年12月に推進法が成立し、施行されたことを受け、平成29年12月に、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とする「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

国は、再犯防止推進計画に基づき、関係府省庁の連携のもと、再犯防止に向けた取組を進め、令和元年12月には、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進及び③民間協力者の活動の促進の3点をより重点的に取り組むべき課題として整理し、これらに対応する各種取組を加速させるため、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援することなどを新たな目標として掲げました。

こうした取組を踏まえ、再犯防止推進計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図ることを目的として、令和5年3月に第二次国計画が策定されました。

Ⅲ 再犯の防止等に関する施策の推進

第1 推進体制

国においては、平成24年7月の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等の出所等年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（＝2年以内再入率）を令和3年までに16パーセント以下とするなどの数値目標を掲げて再犯防止対策を進め、令和元年出所者について達成するに至ったことから、今後も引き続き取組を進めていくこととしています。

第2期計画の推進にあたっては、「高知県再犯防止推進協議会」において関係者の情報交換・情報共有を行うとともに、参考指標を踏まえて進捗状況の検証及び評価を行います。

第2 施策の動向を把握するための参考指標

第2期計画を推進する上で、次に掲げる参考指標を設定し、施策の進捗状況を定期的に検証します。

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（触法少年を含む）（出典：高知県警察本部）

	基準値（令和4年）
刑法犯検挙者	1,004人
うち再犯者数	480人
再犯者率	47.8%

(2) 就労・住居の確保等関係 (出典：法務省調査)

	基準値
刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した人の割合	42.2% (令和4年度)
協力雇用主数	146 事業者 (令和5年10月1日現在)
保護観察終了時に無職である人の割合	38.9% (令和4年度) 保護観察終了人数 185 人 うち保護観察終了時に無職である人の数 72 人
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した人の数	更生保護施設 60 人 自立準備ホーム 2 人 (令和4年)

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 (出典：高知県地域福祉政策課)

	基準値 (令和4年度)
特別調整により福祉サービスの利用に向けた調整を行った人の数	29 人

(4) 非行の防止及び学校と連携した修学支援の実施等

①非行の防止 (出典：高知県警察本部)

	基準値 (令和4年)
少年 1,000 人当たりの刑法犯少年・触法少年 (刑法)	2.8 人
刑法犯総数に占める少年の割合	16.1%
刑法犯少年・触法少年 (刑法) の再非行率	28.4%
不良行為による補導人数	1,405 人 うち深夜はいかい 588 人
入口型非行人数	63 人 うち万引き 29 人

②学校と連携した修学支援の実施等 (出典：高知刑務所)

	基準値 (令和4年度)
矯正施設における高等学校卒業認定試験の受験者数及び合格者数	受験者 0 人 合格者 0 人

(5) 民間協力者の活動の促進等関係 (出典：法務省調査)

	基準値
保護司数	539人 (令和5年1月1日現在)
保護司充足率	89.8% (同上)
社会を明るくする運動 行事参加延べ人数	13,965人 (令和4年)

IV 今後取り組んでいく施策

第1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

1 就労の確保等

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知刑務所においては、ハローワーク相談員による受刑者への就労支援相談を実施しています。
- ・ 高知保護観察所においては、協力雇用主への刑務所出所者等職場定着・就労継続奨励金の給付や新規協力雇用主への研修、また、雇用を依頼した協力雇用主に対して保護観察官が電話での相談に対応するほか、必要があれば職場等に出向いて雇用主や対象者本人と面談するなどのフォローアップを実施しています。
- ・ 高知少年鑑別所（法務少年支援センターこうち）においては、「刑務所出所者等就労支援事業」により、就職した支援対象者及び雇用主等に対する心理的支援を実施しています。
- ・ 高知労働局においては、刑務所出所者等に対してハローワークでの担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、ハローワークに配置した就職支援ナビゲーター等の職員や保護観察官で構成される就労支援チームによる職業講話や職場体験講習の実施、公共職業訓練の活用、トライアル雇用制度による犯罪をした人等の雇用主に対する助成金を支給しています。
- ・ 高知地方検察庁においては、起訴猶予となった被疑者や裁判で刑の全部の執行を猶予された被告人（以下「被疑者・被告人」という。）について、再就職を希望する場合、入口支援（※）の一環として、高知保護観察所やハローワークの就職支援ナビゲーターにつなぐなどして、再就職支援のサポートを行っています。

(※) 入口支援

刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れた人が福祉的支援を必要とする場合、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が関係機関・団体等と連携して福祉サービス等につなぐ取組

また、被疑者・被告人のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な人に対しては、働きかけを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図っています。

- ・ 高知刑務所に入所した再入者のうち、令和4年末現在では、9割が再入時に無職となっています。(出典：高知刑務所)

また、令和4年度は、協力雇用主に登録している145事業者のうち雇用実績があるのは12事業者となっており、企業が協力雇用主として登録していても犯罪をした人等の雇用に結びつきづらい状況です。

その背景としては、協力雇用主の地理的偏在及び業種の偏りがあるために生じる雇用のミスマッチが挙げられ、県内全域を網羅する幅広い業種で協力雇用主の拡大を図る必要があります。

- ・ 依然として、矯正施設入所中に就職に結びつかない人や矯正施設出所後にハローワークに来所しない人、対人関係の難しさで雇用に結びつかない人等がいる状況を踏まえると、就労の確保に向けた対策を総合的に充実させる必要があります。

<県>

- ・ 県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）においては、15歳～52歳までの方（令和5年4月1日時点）に対する就職に関する相談や職場体験講習等を実施しています。

しかしながら、相談件数は増加傾向にある一方、就職に向けた手厚い支援を要する利用者も増加傾向にあるため、就職者の増加に結びついていない現状があります。

- ・ 建設工事競争入札参加資格において、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対する優遇措置を適用していません。
- ・ 障害のある人の就労を支援するため、職業訓練を企業等に委託して実施した結果、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により受入企業の開拓が難航しましたが、令和3年度以降は企業の求人も回復傾向にあり、多くの委託訓練の実施及び障害のある人の就職につながりました。

また、障害のある人の職業生活における自立を図るため、就労支援機関である「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、身近な地域で、就業面及び生活面に関して一体的に支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により職場実習の受入企業及び就職者数が減少しましたが、令和4年度には持ち直しの動きがみられています。

- ・ 高知県暴力団離脱社会復帰対策協議会総会において関係団体と協議が行われ、令和4年度総会では、高知刑務所より刑務所内での離脱・社会復帰対策の施策が示されるなど、同協議会の活動の活性化につながりました。
- ・ 暴力団員の中には、組織を離脱し社会復帰することへの不安を抱えている人や、企

業側の条件や職種等の制約が多く難色を示す対象者も一定数存在するほか、不景気な経済状況から企業側も雇用に消極的であることから、今後も社会復帰を目指すための環境づくりが不可欠です。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、被疑者・被告人が就労を希望する場合には、そのニーズに応じて、保護観察所やハローワークの就職支援ナビゲーターへつなぐなどの入口支援を実施します。

また、農福連携に取り組む団体との関係が効果的で持続可能なものになるよう連携強化を図るとともに、障害等により一般の企業等への就労が困難な人に対しては、就農意欲を喚起する働きかけを行うなど、農業等への就労促進を図ります。

- ・ 県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）においては、出張相談会等の実施により、ジョブカフェの支援内容の周知を積極的に行い、相談の機会を増やします。

また、就職率や定着率を向上させるため、セミナーやジョブチャレンジの受講を促すことにより、自己理解や職業への理解等を深め、職場体験講習の受講や就職につながるよう支援します。

- ・ 高知高等技術学校及び中村高等技術学校においては、新規学卒者や離転職者を対象とした職業訓練を実施し、地域産業を支える担い手を育成するとともに、求職者や離転職者の早期就職のため、民間教育訓練機関に委託し、事務や介護系の短期の職業訓練のほか、国家資格取得を目指す長期高度人材育成コースを実施し、離職者等の再就職を図ります。

- ・ 高知県刑務所出所者等就労支援推進協議会においては、関係機関との情報共有や、ハローワーク、協力雇用主と連携した就職先の確保を促進します。

- ・ 建設工事の入札参加資格については、引き続き犯罪をした人等を実際に雇用した協力雇用主に対する優遇措置を適用します。

- ・ 障害のある人の就労支援については、職業訓練を企業等に委託して実施するとともに、障害のある人の職業生活における自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、身近な地域で就業面及び生活面に関して一体的に支援します。

- ・ 高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会においては、関係機関との情報共有・連携強化を行うとともに、暴力団員が離脱・社会復帰しやすい環境を整えるための環境づくりを推進します。

- ・ 暴力団対策に従事する捜査員に対しては、離脱・社会復帰対策の重要性を理解させるとともに、県内事業者と同対策の趣旨を説明し、受入企業を獲得するよう指導を強化します。

また、各職域暴力追放協議会等での広報活動や、保護観察所、他都道府県警察での取組状況等を踏まえた上で、受入企業獲得に向けた効果的な活動を構築します。

さらに、社会貢献活動のため、離脱・社会復帰活動に興味を示す事業者に対しては、積極的に同活動の重要性や受入企業の趣旨を説明のうえ、受入企業の獲得を目指します。

- ・ 各市町村の自立相談支援機関においては、生活困窮者の自立に向けた相談支援や、就労の準備に向けた基礎能力の形成からの支援を行う就労準備支援事業、直ちに就労が困難な人に対する支援付きの就労・訓練の場である就労訓練事業を実施します。

2 住居の確保等

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知保護観察所においては、更生緊急保護や特別調整等の措置により、更生保護施設や自立準備ホーム及び居住支援法人での受け入れを調整することで居場所等を確保しています。更生保護施設等での受け入れが困難なケースについては、居住支援法人と連携し、社会復帰後の早期の住居確保につなげています。
- ・ 高知地方検察庁においては、住居を有しない被疑者・被告人について、入口支援の一環として更生緊急保護による高知保護観察所や居住支援を行っているNPO法人へのつなぎ支援などにより居所等の確保に努めています。
- ・ 令和4年度の高知刑務所出所者146人のうち、帰住先がない人は34人(23.3%)、社会福祉施設、更生保護施設等へ入所した人は25人(17.1%)となっているなど、地域での受け皿が必要となっています。(出典：高知刑務所)
- ・ また、身元引き受け人や保証人のいない人への対応、多様な行き場の確保、生活困窮等により帰住先がない人への対応などが不十分といった課題があります。

<県>

- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、高齢や障害がある矯正施設出所者等で住居が必要な人に対し、不動産会社や居住支援法人の協力により、帰住希望に沿った形での住居の確保に向けた支援を実施しています。
一方、退所後や釈放後すぐに福祉サービス等の利用ができない状況で、自立度が低い対象者がアパート等での一人暮らしとなることも多数あることから、自立準備ホームの利用が必要ですが、利用可能な自立準備ホームが少なく、課題となっています。
- ・ 地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等については、市町村及び社会福祉協議会等と連携して福祉サービスが提供されるよう支援するとともに、高知県居住支援協議会において、県、市町村及び関係団体等との連携強化や住宅セーフティネット制度(※)に関する情報提供などを行い、生活困窮者等の住居の確保を支援しています。
- ・ 住居の確保が図られるよう、保護観察対象者等の県営住宅への優先入居等について

検討を行い、県営住宅の入居時の連帯保証人の確保については、住居の確保に困窮する人が、保証人がいないため入居ができない、という事態にならないよう規定を廃止しました。

(※) 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき実施される、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録や、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定などの制度

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、被疑者・被告人のニーズを踏まえた入居支援を実施します。
- ・ 地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等については、引き続き、県、市町村及び社会福祉協議会等が連携して福祉サービスが提供されるよう支援するとともに、高知県居住支援協議会において、県、市町村及び関係団体等との連携強化や住宅セーフティネット制度に関する情報提供などを行い、生活困窮者等の住居の確保を支援します。
- ・ 住居の安定的な確保においては、保護観察対象者等の県営住宅への優先入居について、個人情報取扱等に関する課題を整理していくとともに、他県の状況も注視しながら、今後の対応を検討していきます。
- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、関係機関との連携を図りながら、支援を必要とする矯正施設出所者に対して、公営住宅など民間賃貸住宅以外の帰住先確保に向けた働きかけを行います。
また、県内での自立準備ホームの登録促進に向けて、関係機関への働きかけを行います。
- ・ 生活困窮者自立相談支援機関においては、住宅確保に向けた相談支援のほか、緊急的に一定期間宿泊場所等のサポートを行う一時生活支援事業、就職活動を支えるための家賃費用を有期で支給する住居確保給付金の支給などの支援を行います。

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1 高齢者又は障害者等への支援

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知地方検察庁においては、高齢者又は障害がある被疑者・被告人に対する支援として、高知保護観察所と協働した更生緊急保護の重点実施を開始しているほか、令和

4年度から開始された高知県地域生活定着支援センターによる被疑者等支援業務へのつなぎ支援も行っています。

- ・ 高知少年鑑別所（法務少年支援センターこうち）においては、高知地方検察庁における入口支援への協力として、対象者の同意の下で各種心理検査等を実施しています。（令和元年：9件、令和2年：4件、令和3年：24件、令和4年：18件）

<県>

- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、支援が必要な人への特別調整等を行うとともに、矯正施設、高知保護観察所及び保健医療・福祉の関係機関等との連携機能の充実を図り、各支援機関や団体で設置した連絡会を継続して開催し、情報収集や情報共有を図っています。

研修会や関係機関連絡会、個別のケース対応を通じて、地域生活定着支援センターについての医療、福祉関係者の認知度が少しずつ上がってきており、連携した支援が以前よりもスムーズに行われるようになりました。

- ・ 再犯防止の取組については、住民と接する機会の多い市町村の役割が大きいと考えられるため、先進事例の取組等を情報収集して、適当な福祉サービスにつなげることができるよう、研修会等を通じて支援しています。

特に、令和4年度からは一人ひとりの力をつなげ、地域で共に支え合う「たて糸」と「よこ糸」で織りなす「高知型地域共生社会」の取組を進めています。

具体的には、誰も制度の狭間に陥ることがないように、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を「たて糸」として進めています。これは、「断らない相談窓口」や複合課題をマネジメントできるコーディネーターを設置し、各分野で構成される「支援会議」のもとで課題解決を図る仕組みづくりを行うものです。こうした支援体制の整備に取り組む市町村は、令和4年度の6市町から令和6年度には24市町村まで拡大する予定です。

また、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに対応するため、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進めています。特に生きづらさや困りごとなどで陥る可能性のある社会的孤立などの問題には、「よこ糸」の取組が重要になります。

- ・ 令和6年度からの4年間を計画期間とする第4期高知県地域福祉支援計画の策定においても、「誰一人取り残さない、つながり支え合う高知型地域共生社会」を計画全体の理念に掲げました。同計画においては、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした人等のうち、支援を必要とする高齢者又は障害者等に対し、生活困窮への支援など地域生活を可能とするための施策の推進に重点を置きました。
- ・ 令和4年に高知県内で刑法犯として検挙された1,004人のうち、高齢者は253人（25.2%）となっています。（出典：高知県警察本部）

- ・ 特別調整や更生緊急保護を希望しない人のほか、要介護認定・障害者手帳を取得するほどではないものの、支援が必要な人等への対応、刑事司法手続きにおける高齢者・障害者の状況把握と支援体制が不十分といった課題があり、福祉的なサービスが必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関との連携や情報共有が必要です。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、さらなる福祉的支援の充実を図るため、入口支援の実施に当たって効果的な支援先の選定ができるよう、必要に応じて社会福祉士等の助言を得たりケース会議を開催するなどして、高知弁護士会等とも協働しながら支援対象者の抱える課題や福祉サービスのニーズを適切に把握した上で、医療・福祉機関等と連携し、効果的な入口支援を実施していきます。
- ・ 高知保護観察所においては、「刑事施設、保護観察所、地方公共団体及び公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保を目的とした連絡協議会」を開催し、刑事司法関係機関との連携を深め、手続きの円滑化や研修等を通じた理解促進を図ります。
- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、引き続き、支援が必要な人への特別調整等を行うとともに、矯正施設、高知保護観察所及び保健医療・福祉の関係機関等との連携機能の充実を図り、各支援機関や団体で設置した連絡会を継続して開催し、情報収集や情報共有を図ります。

また、要介護認定や障害者手帳を取得するほどではないものの、何らかの支援が必要な人等に対しても、地域生活定着支援センターをはじめ、各市町村や地域包括支援センターに相談をいただくことで、必要な福祉サービスや見守り等の支援につなげるためのしくみづくりを行います。

さらに、医療・福祉関係者等に対して、地域生活定着支援センターの取組への理解を広げるため、研修会や関係機関連絡会等での働きかけを継続して実施します。

- ・ 県においては、「高知型地域共生社会」の実現に向けて、「たて糸」の取組として、市町村における多機関協働型の包括的な支援体制づくりのため、専門アドバイザーの派遣や福祉保健所との連携などによる伴走支援を行います。

また、高知県社会福祉協議会と協働で実施する市町村向けの研修会の実施や、先行事例の横展開を目的とした勉強会などを通じて、複合課題への対応力の向上と業務効率化につながるようフォローアップを強化します。

また、「よこ糸」の取組として、民生委員・児童委員や社会福祉法人、地域の企業・団体といった多様な主体の参画のもと、人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりや、あったかふれあいセンターなどの地域資源を活用した居場所、社会参加の場づくりに取り組みます。

- ・ 犯罪や非行をした人のうち、高齢者、障害者及び生活困窮者等の福祉的なサービス

が必要な人に対しては、制度の狭間に取り残されることなく適切な支援が行われるよう、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係者、市町村担当職員が参加する会議や研修等において、第2期計画の取組の周知を図るとともに、市町村における地方再犯防止推進計画策定に向けた働きかけを実施します。

- ・ 地域において多職種、多機関が連携した体制の構築を進め、精神科医療における平時及び緊急のニーズの対応を充実するとともに、精神障害の有無や程度に関わらず誰もが地域の一員として自分らしく暮らすことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・ 罪を犯した高齢者や障害者等であっても必要な医療・介護サービスを利用できる体制づくりとして、市町村の地域包括支援センター等の適切な運営に向けて支援するとともに、相談・調整業務の機能強化を図るための研修を実施するなど、職員の資質向上に取り組みます。

2 薬物依存者等への支援

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 令和4年末の高知刑務所における受刑者201人のうち、薬物事犯者は71人(35.3%)となっています。(出典：高知刑務所)
- ・ 高知刑務所及び高知保護観察所においては、専門的処遇プログラムの実施や薬物依存者支援団体と連携した社会復帰後の支援を実施しています。
- ・ 高知地方検察庁においては、各種薬物依存を有する被疑者・被告人について、高知保護観察所、精神保健福祉センター、福祉保健所等へつなぐ入口支援を実施しています。

<民間団体>

- ・ 更生保護施設高坂寮、高知ダルクにおいては、薬物依存者の受け入れや、保護観察所に準じた専門的処遇プログラム、回復プログラムの実施、薬物依存者の家族等への相談支援や啓発等を実施しています。

<県>

- ・ 薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するために設置された「高知県薬物乱用対策推進本部」を中心に、県内6地区の地区協議会等の関係機関と連携して薬物乱用による健康被害や危険性について周知することで、薬物乱用の一定の抑止につながりましたが、引き続き啓発・広報活動が必要です。
- ・ 依存症の治療体制の整備を図るため、高知県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱を制定し、薬物依存症をはじめとする依存症に関する専門医療機関の

周知及び選定を推進した結果、アルコール依存症やギャンブル等依存症について、各1カ所の専門医療機関の指定につながりました。

今後も身近な地域で早期に必要な治療につながるよう、精神科医療機関に対し、薬物依存をはじめとする依存症に関する専門的な知識の習得等を勧奨する必要があります。

- ・ 精神保健福祉センター内に依存症相談拠点、各福祉保健所及び薬務衛生課に相談窓口を設置し、薬物やアルコール等の依存に関する悩みを抱えている人やその家族等への相談支援を実施しています。

また、依存症患者の家族を対象に本人への対応等を学ぶ家族支援プログラムの実施や、相談支援に携わる人材を養成するほか、民間団体や関係機関と連携し、連絡会の開催や研修会での活動紹介等を実施するなど社会復帰を支援しています。

さらに、市町村や関係機関職員を対象とした、依存症相談支援者に対するスキルアップ研修等の実施により、地域の支援者が依存症の基礎的な知識や対応方法を習得し、対応力の向上にもつながっています。

今後は、精神保健福祉センターだけでなく、地域の支援機関が自助グループや医療機関と連携できる体制づくりが必要です。

- ・ 依存症の人やその家族が地域で孤立することなく必要な支援を受けられるよう、住民にとって身近な自治体である市町村において包括的な支援体制が構築されていることが重要です。そのためには、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」など、地域共生社会の実現に向けた取組をはじめとした各種施策との連携を図る必要があります。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、入口支援を着実に実施していくほか、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部における再乱用防止対策事業に本県が対象となった場合には、積極的に協力を行います。
- ・ 高知県薬物乱用対策推進本部においては、高知県薬物乱用対策第六次五か年戦略に基づき、小・中・高校・大学生等を対象とした薬物乱用防止教室など、県警察本部やライオンズクラブ等の関係機関と連携した啓発活動を実施します。

また、地区協議会を中心として、特に、大麻汚染が問題となっている若年層に対して、Web等を活用した効果的な啓発活動を実施します。

さらに、依存症の治療体制の整備を図るため、県内の精神科医療機関に対し、国が実施する研修への受講の働きかけを行います。

- ・ 依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいては、来所や電話による相談を行うほか、アクションフォーラム等の普及啓発事業を活用して、依存症に関する正しい知識や相談窓口の周知を図ります。

また、医療機関や司法関係、福祉保健所、自助グループなど、支援に関わる関係機関で構成する「自殺・依存症対策ネットワーク会議」等を通じて、連携の強化を図ります。

さらに、依存症相談支援者に対する人材育成研修を実施し、支援者のスキルアップを図るとともに、関係機関からの対応相談や連携についても順次強化していきます。

- ・ 県においては、依存症の人やその家族が地域で孤立することなく必要な支援を受けられるよう、市町村における包括的支援体制づくりを支援するほか、依存症に関する各支援機関の取組が連携して実施できるための協力体制づくりを支援していきます。
- ・ 県警察本部においては、薬物乱用防止教育の重要性や必要性について各捜査員に徹底を図り、間隙のない教育を実施します。

また、薬物乱用防止教育を拒否する人と積極的なコミュニケーションを図り、更生を促すとともに、親権者や家族に対しても薬物乱用防止教育を実施します。

第3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

1 非行の防止

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知少年鑑別所（法務少年支援センターこうち）においては、非行や犯罪行為、学校等でのトラブル、交友関係などに関して、学校等関係機関や児童生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援に取り組んでいます。

（令和元年：161件、令和2年：143件、令和3年：141件、令和4年：146件）

- ・ 高知刑務所では、令和3年度から県下の公立高校に職員を派遣し、生徒に対し「薬物乱用防止教室」を実施しています。

（令和3年度：1校、令和4年度：1校、令和5年度：2校）

<民間団体>

- ・ 高知県保護司会連合会においては、保護司と学校との連携強化の取組として、保護司による交通安全指導や登下校時の見守り活動、防犯・交通安全・非行予防教室等を開催しています。
- ・ 高知県更生保護女性連盟においては、学校と連携した親子ふれあい行事への参加や児童への本の読み聞かせのほか、登下校時のあいさつ運動などに取り組んでいます。

<県>

- ・ 「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、教育、警察、福祉が連携しながら非行の防止に向けた取組を実施しています。

各市町村少年補導センターや、「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」の締結企業の本部から、県内の一声運動参加の各店舗に対する働きかけを行うなど、青少年の万引き防止及び深夜徘徊防止のための啓発につながりました。

しかしながら、当県の刑法犯少年及び触法少年の再非行率が全国平均より高く、再非行防止に向けた取組の検討が必要です。

- ・ 無職のままの状態が続くことで、非行や事件に巻き込まれることのないよう、20歳未満の未就職者であり、かつ未就学（高校中途退学者を含む）の人などを対象として、見守りしごと体験講習等の自立支援に向けた取組を実施しています。

見守り雇用主の登録企業数自体は増加していますが、関係機関に対して事業内容の説明を行った際のアンケートでは、「制度を知らなかった」との回答が複数あり、今後も引き続き事業についての周知が必要です。

- ・ 令和4年の刑法犯少年・触法少年（刑法）の検挙・補導人数は、中学生の年齢層から増加する傾向があります。（12歳：18人、13歳：18人、14歳：22人、15歳：21人）（出典：高知県警察本部）
- ・ 令和4年には、刑法犯少年・触法少年（刑法）の人口比※が同年齢層少年人口1,000人当たりで2.8人（全国ワースト5位）となっており、全国平均（1.9人）を大幅に上回っています。
- ・ 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率は28.4%（全国ワースト7位）で、全国平均（25.3%）より高水準となっていますが、前回指標とした平成29年に比べると再非行率は減少しており、引き続き、非行の防止や教育、警察、福祉の関係機関等と連携した情報共有が必要となります。

※令和2年から非行率の考え方が変更となり、「人口比」と表現

（2）具体的施策

- ・ 非行等に関する相談については、相談者や支援者の状況等に応じて、高知少年鑑別所（法務少年支援センターこうち）の心理相談の活用や、少年サポートセンター、心の教育センターとの連携等、適切な支援ができる体制を継続して実施します。
- ・ 「高知家の子ども見守りプラン」に基づく取組においては、各市町村少年補導育成センターや「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」の締結企業の本部と協力し、各店舗へのポスター掲示や深夜に来店した子どもたちへの声かけを実施します。

また、20歳未満の未就職者であり、かつ既卒者（高校中途退学者を含む）などを対象に「見守りしごと体験講習」を実施するとともに、各支援機関に対して事業内容の周知を強化し、利用拡大を図ります。

- ・ 教育、警察、福祉の関係機関等で構成されている非行防止対策ネットワーク会議を

通じて、保護司団体等関係機関と連携しながら、再非行防止に向けた取組を検討します。

- ・ 児童生徒の非行の未然防止や、地域における非行防止のための支援として、少年補導員等のボランティア団体と協働して少年の居場所づくり活動を実施するとともに、少年、保護者及び学校関係者等からの相談を児童相談所等において随時受け付けるなどの支援を行います。

2 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知少年鑑別所においては、収容された少年に対して、外部講師による学習の機会の提供を行っています。
- ・ 高知保護観察所においては、保護観察中の少年に対して、高校受験や高卒認定資格取得等のため、BBS（※）会員による学習支援を実施しています。
- ・ 高知刑務所においては、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより、改善指導及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導（学校教育法による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。）を実施しています。

また、文部科学省と連携した取組として、受刑者が高卒認定試験を受験しやすいよう、刑務所内を受験会場として提供しています。

(※) BBS

Big Brothers and Sisters の略称で、少年の自立支援のための青年ボランティア

<民間団体>

- ・ 高知県BBS連盟においては、高知保護観察所からの依頼に基づき、保護観察所分の少年に対し、学習支援を実施しています。

<県>

- ・ 新たな問題行動を生じさせない未然防止の取組を推進するとともに、支援が必要な児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した組織的な支援体制を充実させる必要があります。
- ・ 高等学校と連携した個別面談や出張セミナー等の実施により、進学や就労に向けた若者サポートステーションの支援に関する情報提供等を継続して行っています。

今後も、高等学校未卒者等の登録者に対し、高等学校卒業程度認定試験に向けた取組や心理面談等を実施しながら、進路決定に向けた支援に取り組んでいく必要がある

ります。

- ・ 令和4年度末の高知刑務所における受刑者194名のうち、高等学校未卒業者は136人(70.1%)となっています。(出典：高知刑務所)
- ・ 義務教育年齢時から非行に走る人の中には、その後の学校生活に適応できず、成人年齢に達する人もいます。また、学歴が就職において不利に作用するため、社会生活に適応できずに犯罪に至り、受刑と再犯の悪循環に陥る人も多く存在することから、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要といった点が課題となっています。
- ・ さらに、退学後の修学については、高等学校に再入学しての学び直しに至らないケースや、若者サポートステーション等の支援機関につながらないケースがあることが課題となっており、支援機関へつなぐための取組が必要です。

(2) 具体的施策

- ・ 学校においては、児童生徒が安心できる場所や自己存在感、充実感を得られる機会を確保するとともに、児童生徒が主体的に取り組む活動の充実を図ります。
- ・ 県内全ての公立学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒一人一人の状況に応じた支援が継続して行われるよう、校内支援体制のさらなる強化を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーと市町村の福祉部署との連携強化を図ります。
- ・ 県内全ての公立学校に配置した専門人材の効果的な活用が進むよう、校内支援会の定期的な開催や事業説明会での周知などにより、支援の充実を図ります。
- ・ 若者サポートステーションにおいては、進学や就職に支援を必要とする若者等に対し、関係機関と連携して修学や就労に向けた支援を行います。
- ・ チラシ配布や出張相談会の実施等により支援内容の周知を広く行うとともに、高等学校と連携した個別面談や出張セミナーの実施等、各教育機関及び福祉部局との連携を強化し、支援対象者の若者サポートステーションへの誘導を図ります。

第4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導のための取組

1 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知保護観察所においては、保護観察期間中に専門的処遇プログラムを実施しており、家庭裁判所、刑事裁判所、地方更生保護委員会から専門的処遇プログラムの受講を義務付けられた保護観察対象者に対し、薬物犯罪をした人には薬物再乱用防止プログラム、傷害等暴力事件を繰り返す人には暴力防止プログラム、性犯罪をした人には性犯罪再犯防止プログラム及び飲酒運転をした人には飲酒運転防止プログラムの

4種類のプログラムを実施しています。

また、被害者を死亡、もしくは身体に重大な傷害を負わせ、また、重大な財産的損失を与えた保護観察対象者に対し、被害者等の心情を理解し、再び犯罪をしない決意を固めさせるとともに、被害者等の意向に配慮した誠実な対応及び被害の回復・軽減の指導を行うため、しよく罪指導プログラム等を実施しています。

さらには、令和5年度からは、保護観察等が終了した人、過去に非行や犯罪のあった人及び犯罪や非行に結びつく恐れがある人に対し、関係機関・団体と連携して継続的な支援（地域援助）を実施しています。

- ・ 令和4年末に高知保護観察所で保護観察事件に係属していた人で、犯罪や非行の特徴または本人の属性を類型化したものは、ストーカー類型が4件、家庭内暴力のうち配偶者や交際相手へのDV類型が5件（うち成人4件）、性犯罪類型（盗撮等の非接触型の犯罪・非行を含む）が26件（うち成人20件）、特殊詐欺類型が3件（うち成人2件）、問題飲酒類型（飲酒が犯罪・非行の背景にあるもの）が27件（うち成人23件）、嗜癖的窃盗類型が2件（すべて成人）となっています。
- ・ 令和5年度からは、犯罪の背景にギャンブル依存が関連している人や、ギャンブル依存が社会生活に支障をきたしている人に対する行動適正化指導も実施しています。
- ・ 高知刑務所においては、飲酒の問題が犯罪につながったことや本人の心身の健康に影響を与えているものと認める人に対し、再飲酒しないための具体的な方法を習得させることを目的としたアルコール依存回復プログラムを実施しています。
- ・ 高知地方検察庁においては、被疑者・被告人の特性に応じ、取り調べの際に被疑者への指導を行うほか、改善更生や円滑な社会復帰がなされるよう、保護観察付執行猶予者に関しては高知保護観察所に、検察官が刑の執行を指揮する場合には高知刑務所に対し、処遇に必要な情報提供を行っています。

< 県 >

- ・ 県警察本部においては、子ども対象及び暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対象者について、本部と警察署が連携し、漏れのない所在確認を行うなどにより、再犯防止を図りました。

また、性犯罪をした対象者に対しては、出所後定期的な面談を行い、再犯のリスクの軽減に向けた再犯防止措置を実施しています。

- ・ ストーカーやDV事案をはじめとする人身安全関連事案については、本部と警察署が連携し、加害者に対して口頭による指導・警告等、漏れのない対応を図り、被害者への接触防止を図りました。

また、ストーカー加害者に対しては、精神科医療の医師等による制度の説明を行い、加害者の同意があれば治療につなげることで、さらなるストーカー事案の発生抑止を図りました。

- ・ 高知刑務所及び公益財団法人暴力追放高知県民センターが連携し、暴力団からの離脱と社会復帰を決意した受刑者に対して、警察等が刑務所に赴き、暴力団離脱方法や社会復帰対策、就労支援に関する講話や面接等を実施していますが、未だに暴力団組織に残留する組員の離脱表明が少ない状況です。
- ・ 暴力団からの離脱に向けた支援として、高知県暴力団離脱・社会復帰対策協議会を通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を実施しています。
今後、残留組員の離脱・社会復帰に対する意識改革を図るため、刑務所担当者と緊密な連携を取り、警察、刑務所、受刑者が互いに相談しやすい環境づくりを行う必要があります。
- ・ 暴力団から離脱した人の社会復帰対策を推進するため、関係機関であるハローワーク、高知刑務所等と連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導、就労を支援しています。
暴力団離脱者からの就労相談を受け、社会復帰アドバイザーが面接を行った後、社会復帰対策として就労指導を実施し、本人の希望によりハローワークへの引継ぎを実施するなど、関係機関との連携はスムーズに行われています。
しかしながら、相談者が安易に生活保護を受給するなど、就労意欲が低い状況もあるため、就労意欲を持つための効果的な教養、指導を行う必要があります。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、関係機関が犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導が行われるよう、情報共有を行っていきます。
- ・ 県警察本部においては、子ども対象及び暴力的性犯罪の出所者による再犯防止対象者について、本部と警察署が連携し、漏れのない所在確認を行うとともに、各種機会を通じて警察職員への再犯防止の教養を行い、能力向上を図ります。
- ・ ストーカーやDV事案をはじめとする人身安全関連事案については、警察署と本部が連携し、漏れのない対応を図ります。
また、被害者への説得を適切に行い、加害者に対して口頭による指導・警告、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等、DV防止法に基づく裁判所による保護命令へと繋げることで、加害者による被害者への接触防止の強化を図ります。
- ・ ストーカー加害者に対しては、警察署と本部が連携し、精神科医療の医師等による治療制度の説明を適切に行い、治療へ繋げることで、更なるストーカー事案の発生抑止を図ります。
- ・ 刑務所との連携については、担当刑務官との協力体制を保持し、刑務所への出張講話等を含めて、暴力団組織からの離脱・社会復帰促進のための効果的な取組を協議するとともに、警察、刑務所、受刑者が互いに相談しやすい環境づくりを行います。
- ・ 社会復帰のための協力体制については、担当刑務官と連携の上、相談があった際の

対応方法について日頃からシミュレーションを行い、よりスムーズに対応できるよう、知識・技能を習得します。

また、社会復帰アドバイザーと連携した効果的な社会復帰方策を行うとともに、就労意欲の低い離脱者に対し、就労意欲を促すための効果的な教養、指導を行います。

さらに、刑事施設又は保護観察所においては、元被告人に対する福祉的な支援策等を取りまとめた更生支援計画書が元弁護士から刑事施設又は保護観察所に提供された場合は、対象者の更生支援の充実化につながるよう、同計画の活用を進めていきます。

- ・ 再非行した少年に対しては、立ち直り支援等を行う職員を対象にスーパーバイズを行うアドバイザー制度を導入し、職員のスキルアップを推進します。
- ・ 依存症の支援については、精神保健福祉センター内に依存症相談拠点、各福祉保健所及び薬務衛生課に相談窓口を設置し、薬物やアルコール等の依存に関する悩みを抱えている人やその家族等への相談支援を実施します。

第5 民間協力者の活動の促進等の取組

1 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知保護観察所においては、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主等の民間協力者との連携を一層強化するため、研修会や協議会及び活動への支援を実施しています。

また、保護司の高齢化が進み、担い手の確保が年々困難となっていることから、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、ICT化の推進や複数担当制を積極的に実施しています。

- ・ 毎年7月に開催する「社会を明るくする運動強調月間並びに再犯防止啓発月間」に向けた効果的な広報・啓発活動を実施するため、新たな業界団体に対し、社会を明るくする運動推進委員への就任について働きかけを行い、広報・啓発活動に協力いただいています。
- ・ 高知地方検察庁においては、自治体等の関係機関が主催する勉強会や、県内の教職員を対象とした研修等の場において、犯罪をした人の社会復帰の重要性等に関する啓発を行っています。

<民間団体>

- ・ 県単位組織である高知県保護司会連合会、高知県更生保護女性連盟及び高知県BBS連盟の3団体においては、“社会を明るくする運動”強調月間の時期を中心に、傘下の地区単位組織である保護区保護司会、地区更生保護女性会、地区BBS会が街頭

宣伝活動やミニ集会等を実施し、広く県下全域で広報活動を展開しています。

- ・ 令和5年5月1日現在で、高知県内の保護司充足率は91.0%となっています。
また、高知県更生保護女性連盟の会員数は683人、更生保護のボランティア活動団体である高知県BBS連盟の会員数は43人、県内の自立準備ホームは6ホームとなっています。
- ・ こうした中、保護司の高齢化と後継者不足や民間団体（高知県更生保護女性連盟、高知県BBS連盟）の新規会員の確保が困難、といった人材確保が課題となっています。
- ・ 高知県保護司会連合会は、保護観察所と連携して保護司確保の緊急対策本部を立ち上げ、保護司の適任者確保に努めています。

<県>

- ・ 内閣府が毎年7月に実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、法務省主唱の“社会を明るくする運動”と合同で高知県決起大会及び街頭行進を実施することにより、県民の青少年の非行問題に対する理解を深めるとともに、青少年の規範意識の醸成や社会環境の浄化等の取組を通じて、再犯防止に向けた取組を実施しています。
- ・ 犯罪や非行に陥った青少年たちが立ち直り、社会復帰できる環境づくりを行うため、援護、助言等を実施している更生保護法人高知保護観察協会に対し、財政的支援を行っています。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、講演や研修等により犯罪をした人の社会復帰の重要性に関する啓発を行います。
- ・ “社会を明るくする運動”高知県推進委員会においては、啓発活動などの更生保護事業等を行う関係団体への財政的支援等を実施します。
- ・ 保護司等の確保については、保護司への就任及び高知県内の更生保護女性会への加入にかかる説明の場を設けるなどの支援を行います。
また、保護司が保護観察対象者と面接する場所の確保に協力します。
- ・ 多年にわたり更生保護活動に貢献され、その功績が顕著である保護司に対して表彰を行います。
- ・ 全国少年警察ボランティア協会が主催する研修会への参加機会の提供や、高知県少年警察ボランティア関係団体が実施する研修会等に警察職員を講師として派遣するなどの活動を支援します。
- ・ 少年警察ボランティア活動の活発化や裾野拡大を図るため、少年警察ボランティア及び大学生ボランティアに対して、各活動に活用できる活動用帽子、腕章、ベスト、

ジャンパー等の支給を行うとともに、活動に必要な物品の情報等を適宜把握するなど、活動しやすい環境づくりを推進します。

- ・ 精神保健福祉センターが実施する依存症相談支援者に対するスキルアップ研修等を継続するとともに、随時、当事者や家族への個別相談についても実施します。
また、関係機関からの相談や連携についても、順次強化していきます。

2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知保護観察所においては、「“社会を明るくする運動” 強調月間及び再犯防止啓発月間」について、メディアを通じて広く県民に広報を行うとともに、“社会を明るくする運動”の一環として、県下の小中学生を対象に同運動をテーマとした作文コンテストを実施しています。
- ・ 高知刑務所においては、矯正展の開催や施設見学会に向けた協力を行っています。
また、高知少年鑑別所（法務少年支援センターこうち）においては、参観の受入れを実施しています。

<県>

- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、犯罪をした人等の更生について理解を深めるための研修会等を実施しています。
地域生活定着支援事業や矯正施設退所者の課題について、広く理解が得られるよう研修会や事例検討会を開催し、多くの参加を得たことにより、現場における支援体制の強化につながりました。
- ・ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、決起大会の中止や規模を縮小しての開催となりましたが、県内14市町村において、街頭啓発活動や講演会の“社会を明るくする運動”に関する行事を実施し、延べ13,965人の参加がありました。

(2) 具体的施策

- ・ 県の広報手段を活用した更生保護の啓発や、保護司をはじめとする民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を実施します。
- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、刑務所を出所する高齢者、障害者等に対する支援体制等、再犯防止への取組強化を図るための研修会等を開催します。
また、研修会等の開催により、支援対象者に関わる地域の関係者や、受入先の福祉事業者等に対し、地域生活定着支援業務の円滑かつ効果的な実施に向けた理解促進を図ります。

- ・ “社会を明るくする運動”との合同で実施する決起大会及び街頭行進により、青少年の非行防止や被害防止並びに犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について、県民の理解促進を図ります。
- ・ “社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間について、国等と連携して周知・啓発を図ります。

第6 地域による包摂を推進するための取組

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

(1) 現状と課題

<国>

- ・ 高知保護観察所においては、支援者間の情報共有の場として連絡協議会を開催しています。

また、地域の保健・医療・福祉関係機関や民間団体からの依頼に基づき、更生保護出張講座を実施し、犯罪をした人等が地域社会の一員として地域のセーフティネットに包摂され、地域社会に立ち戻ることができる環境整備の重要性について、働きかけを行っています。

- ・ 高知地方検察庁においては、被疑者・被告人に対する関係福祉機関へのつなぎ支援を行っていますが、令和元年度は1名であった入口支援を担当する職員を令和5年度には3名に拡充するなど、人員の強化を図りました。

強化を図った結果、検察庁から保護観察所、市町村、NPO法人や市町村社会福祉協議会へのつなぎ支援を行った件数は、刑法犯の検挙人員が年々減少傾向にある中、令和元年度の12人から徐々に増えており、令和4年度は89人となっています。

また、市町村や保健・医療・福祉関係機関と連携した入口支援を実施しているほか、令和4年度から被疑者等支援業務として、高知保護観察所を通じた高知県地域生活定着支援センターとの連携を開始しています。

さらに、支援機関との連携を図る方策として、民間団体や自治体が主催する各種連絡会、協議会や勉強会等での意見交換や講演により連携強化を図っています。

- ・ 高知刑務所においては、令和4年6月の「刑法等の一部を改正する法律」の成立により、懲役・禁錮を廃止し、新たに創設された「拘禁刑」の導入（令和7年6月）や、令和5年12月から「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の運用を開始することとなり、こうち被害者支援センター等との連携を図っています。

また、農福連携への取組として、出所者の就農や就労支援事業所へつなぐ取組を行っています。受刑者専用の求人において、農業事業者から求人がないことや、就労支援事業所に対する理解や協力といった連携を強化することが課題となっています。

<民間団体>

- ・ 犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人や薬物、アルコール等の依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在します。
- ・ 一方、高知地方検察庁、高知刑務所等の矯正施設及び高知保護観察所から、犯罪をした人等に対する住居などの居場所や就労の確保等について協力を求められても、民間協力者等からは、受入体制がないなどの理由で協力が得られないといった現状もあります。

令和4年度の高知刑務所出所者146人のうち、協力雇用主による内定を得た人は8人、社会福祉施設に入所した人は5人といった状況です。（出典：高知刑務所）

<県>

- ・ 犯罪をした人等が、地域社会の中で孤立することなく、自立した生活を継続して送るためには、様々な複合課題や個別の実情に応じて、行政主体の「包括的な支援体制づくり」（「たて糸」の取組）と地域主体の「つながりを実感できる地域づくり」（「よこ糸」の取組）により、分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組むことで、犯罪をした人等が地域社会で再び生活ができるよう継続的に必要な支援を行う、高知型地域共生社会の実現を図る必要があります。
- ・ 高知型地域共生社会の推進においては、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められることから、市町村や市町村社会福祉協議会の職員を対象とした「地域福祉計画・地域福祉活動計画研修会」等において、地域における再犯防止の取組を促進するための研修を実施しています。
- ・ 地方公共団体においては、犯罪をした人等が抱える様々な課題に対する支援体制が十分ではないことから、今後さらに地域生活課題の解決に向けた多機関による包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。
- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、高知保護観察所や矯正施設との連携のもと、高知県地域生活定着支援センター関係機関連絡会を開催するとともに、刑事司法関係者及び関係機関との連絡会やケース会議等を通じて、対象者支援が円滑に図られるとともに、支援に向けた連携体制が強化されました。

また、対象者支援においては、随時関係機関との連携に努め、対象者への支援に取り組んでいます。

(2) 具体的施策

- ・ 高知地方検察庁においては、各地域の支援機関の連携強化を図る方策として、個々の案件の入口支援のほか、各地域の支援機関とのネットワーク連絡会や協議会を通じて、必要な情報の提供や助言等を行い、連携強化を図ります。

- ・ 高知県地域生活定着支援センターにおいては、矯正施設、高知保護観察所及び保健・医療・福祉の関係機関等が主催する会議への参加等により、刑事司法関係者及び関係機関との連絡調整を継続し、円滑な対象者支援の実現を進めます。
- ・ 地域における途切れのない支援体制を構築するため、保護司との連携のほか、既存の要支援者見守りネットワークの中での取組の推進、ボランティア活動団体（更生保護女性会、ＢＢＳ会）や民生委員・児童委員などの支援団体との連携強化を支援します。
- ・ 犯罪をした人等が地域で安定した生活を送るため、市町村が支援を実施する際に、必要に応じて関係機関からの情報提供や助言等が迅速に図られるよう、体制づくりを行います。
- ・ 再犯防止に関する施策の推進を目的とする「高知県再犯防止推進協議会」を開催し、本県における再犯防止に関する施策の推進に資する協議を実施します。
また、再犯防止推進協議会委員のほか、更生支援を実践する関係者等との連携により、地域で生きづらさを抱える方の支援に関する方策の検討を行います。
- ・ 県が策定する地域福祉支援計画において、再犯防止の観点を盛り込むとともに、市町村が策定する地域福祉計画にも犯罪をした人等が再び地域社会で生活が可能となるための包括的な支援体制の整備に向けた施策を盛り込んでいただくよう、「地域福祉計画・地域福祉活動計画研修会」等を活用して情報提供や助言等を行います。
- ・ 県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定が進むよう、引き続き助言や情報提供を通じて支援します。
- ・ 市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業である重層的支援体制整備事業の取組を行う市町村に対する支援を行います。
- ・ 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において、誰一人孤立することなく、再び社会を構成する一員となるよう、抱える悩みや課題等の相談に応じ、適切な支援につなげることにより、再犯の防止を図ることを目的として、相談支援の窓口を設置します。

参考資料

第2期高知県再犯防止推進計画 策定経過

- 令和5年11月28日 第1回高知県再犯防止推進協議会
- (1) 第二次国計画の概要
 - (2) 第2期高知県再犯防止推進計画
 - ・第1期計画の取組状況について
 - ・第2期計画素案について

- 令和6年1月16日 第2回高知県再犯防止推進協議会（書面開催）
- ・第2期計画改定案最終協議

パブリックコメント

令和6年2月26日～3月19日

- 令和6年3月 第3回高知県再犯防止推進協議会（書面開催）
- ・パブリックコメント反映

- 令和6年3月 第2期計画策定

再犯防止に関する県内関係機関一覧

【国の関係機関】

部署名	所在地	連絡先
高知保護観察所	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-873-5118
高知地方検察庁	高知県高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9217
高松矯正管区	香川県高松市丸ノ内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4460
高知刑務所	高知県高知市布師田3604-1	088-866-5454
高知少年鑑別所	高知県高知市塩田町19-13	088-872-9283
高知労働局	高知県高知市南金田1-39	088-885-6052

【県の関係機関】

部署名	所在地	連絡先
高知県健康政策部 業務衛生課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20	088-823-9682
高知県子ども・福祉政策部 地域福祉政策課		088-823-9090
高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課		088-823-9681
高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課		088-823-9669
高知県子ども・福祉政策部 子ども家庭課		088-823-9637
高知県精神保健福祉センター	高知県高知市丸ノ内2丁目4-1	088-821-4966
高知県商工労働部 雇用労働政策課	高知県高知市丸ノ内1丁目2-20	088-823-9766
高知県土木部 土木政策課		088-823-9822
高知県土木部 住宅課		088-823-9859
高知県教育委員会 生涯学習課	高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号	088-821-4629
高知県教育委員会 人権教育・児童生徒課		088-821-4937
高知県心の教育センター	高知県高知市大原町120-1	088-821-9900
高知県警察本部	高知市丸ノ内2丁目4-30	088-826-0110

【法人・民間団体等】

部署名	所在地	連絡先
高知県地域生活定着支援センター	高知県高知市朝倉戊375-1	088-855-3611
高知弁護士会	高知市越前町1丁目5番7号	088-872-0324
一般社団法人 高知県社会福祉士会	高知市本町4丁目1-37	088-855-5921
社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	高知市朝倉戊375番地1	088-844-9054
高知県精神保健福祉士協会	高知市棧橋通3丁目10-14	088-837-8277
高知県保護司会連合会	高知市丸ノ内1-4-1 保護観察所内	088-823-7237
特定非営利活動法人 高知県就労支援事業者機構		088-873-5118
高知県更生保護女性連盟		088-873-5118
更生保護法人高坂寮	高知市北本町1丁目3-3	088-872-2053
高知県地域生活定着支援センター	高知市朝倉戊375番地1	088-855-3611

高知県再犯防止推進協議会委員名簿

番号	検討会委員	所 属
1	片岡 正史	高知保護観察所
2	白石 智	高知地方検察庁
3	廣田 将和	高松矯正管区
4	小西 隆雄	高知刑務所
5	谷川 雄一	高知少年鑑別所
6	葛目 貴久	高知労働局
7	島崎 由紀子	高知市地域共生社会推進課
8	小松 美加	高知市福祉管理課
9	松本 信乃	高知弁護士会
10	徳弘 博国	一般社団法人高知県社会福祉士会
11	間 章	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
12	宮本 彰	高知県精神保健福祉士協会
13	尾崎 盛裕	高知県保護司会連合会
14	藤村 治孝	特定非営利活動法人 高知県就労支援事業者機構
15	竹村 咲江	高知県更生保護女性連盟
16	平野 雅孝	更生保護法人高坂寮

令和5年10月31日現在